

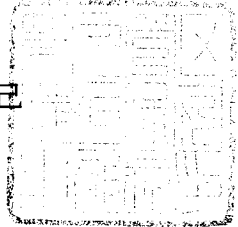
第九管区海上保安本部公示第70号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和2年12月7日

第九管区海上保安本部長

白石 昌己



巻漁港の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名称 新潟市

住所 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

2 水路測量を実施する区域及び期間

区域 巻漁港（付図に示すとおり）

期間 令和2年12月10日から令和3年1月10日までのうち1日間

3 水路測量の実施方法

G N S Sにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

ロ 九管区水路通報により周知する。

